

平成 3 1 年 度

予 算 編 成 に つ い て

銚 子 市

目 次

	ページ
1 本市の財政状況	1
(1) 平成29年度の決算状況	
(2) 平成30年度及び平成31年度の財政見通し	
2 予算編成方針	2
3 予算編成に関する留意事項	
(1) 基本的事項	3
(2) 行財政改革の推進	4
4 日程表	7

1 本市の財政状況

(1) 平成29年度の決算状況

平成29年度の一般会計の決算は、前年度と比較して、歳入では、地方交付税が減ったものの市税や県交付金などが増えたことにより総額は増加した。

歳出では、独自給与削減期間の終了や人事院勧告に伴う期末勤勉手当の改定により人件費が増加し、広域ごみ処理施設の事業の本格化に伴う補助費や製氷工場建設助成に係る普通建設事業費なども増えたことで総額は増加した。

なお、市立病院に関する経費については、病院の経営改善等により補助費が減少した。

その結果、実質収支は2億4千万円の黒字であったが、これは財政調整基金を3億円取り崩した結果であり、実質単年度収支は、2億3千万円の赤字となっている。

また、財政調整基金の年度末現在高は、約2億2千万円とほぼ底をついている一方、地方債の年度末現在高は前年度の294億5千万円から285億6千万円に減少したものの、依然として高い水準で推移している。

(2) 平成30年度及び平成31年度の財政見通し

平成30年度は、普通交付税と臨時財政対策債を合わせ、約2億円の予算割れが確定し、また、市税や地方消費税交付金などの各種交付金も予算額を下回る可能性が高く、一般財源の大幅な減少が見込まれる。

今年度は、財政調整基金に頼らない予算編成を基本としているが、今後の補正予算を踏まえると、財政調整基金を全て取り崩してもなお、財源不足に陥ることが見込まれる。

今後、財政調整基金が枯渇すれば、当初予算から先送りした事業を補正予算で計上することが難しくなり、また、災害等が発生した場合の緊急対応分の予算措置にも影響を与える。

平成31年度は、10月からの消費税率の引上げや税率引上げに伴う幼児教育の無償化の制度改正も予定されているが、現時点では、事務手続きなど不明確な部分も多いため、国の動向を注視していく必要がある。

歳入では、地方消費税交付金の増加は見込まれるものの、その影響に伴い地方交付税が減少する見込みであり、市税は、景気変動などの影響を受けるため、景気が落ち込むようなことがあれば人口減少分と併せ更なる減収の可能性もある。

歳出では、公債費は依然として高い水準が続き、扶助費や特別会計に対する繰出金の増加も見込まれる。

また、病院事業は、平成29年3月に策定した「銚子市立病院新改革プラン」に基づき、病院運営の健全化を更に進め、同プランに掲げる補助金額の範囲内に収めなければならない。

なお、今後の課題として、広域ごみ処理施設建設経費の負担、老朽化した施設の長寿命化や統廃合に伴う経費などにも対応する必要性があり、平成31年度以降も厳しい状況が続くことが見込まれる。

2 予算編成方針

本市の財政状況は、これまでも厳しい状態であったが、平成31年度は、市税、普通交付税の減少によりその厳しさが増していくことになる。

この状況を脱するためには、本市の財政構造を根本から見直し、本格的に経常経費の削減に取り組まなければ、将来へ負担を送るばかりか、財政調整基金が枯渇し、一般会計の赤字決算を打たざるを得ない状況になってしまう。

そのため、平成31年度は、以下の基本方針に基づいて編成する。

なお、現在策定中の総合計画の方針に沿った予算計上は、基本計画の策定と予算編成が並行して行われるため、新規事業は補正予算で対応する。

(1) 公共施設の統廃合への取組

本市の公共施設は老朽化が進んでおり、また、住民一人当たりの延床面積が県平均を大幅に上回っている。

将来に向けた施設のあり方を考える上で、厳しい財政状況や人口減少による公共施設の利用需要を踏まえると、「公共施設等総合管理計画」に基づいた個別計画を策定し、総量縮減、統廃合・集約化などに早急に取り組まなければならない。

施設の総量を縮減することで、これまで各施設に充てていた経費の縮減を図り、必要な施設の長寿命化や建替えを行う経費、利用者が安心かつ快適に利用するための修繕経費に充てる財源の確保を目指す。

(2) 事務事業の見直し

本市の財政構造を根本から再構築するため、全ての事務事業について、聖域を設けず見直し、事業費や事業に要する人件費の削減を行わなければならない。過去の予算編成においてもスクラップ・アンド・ビルドの徹底を図ってきたが、もはや新たに市民サービスを拡充する余裕はなく、いかに市民生活への影響を最小限にしながら、事務事業を休廃止していくかが重要である。

このため「第7次銚子市行財政改革大綱」に基づく取組を着実に推進し、その効果を本格的に予算に反映させ、本市の財政構造を持続可能なものにしなければならない。

(3) 財政調整基金の確保及び地方債発行限度額の設定

財政状況の厳しさを示す一つの指標として、財政調整基金の残高不足があげられる。

財政調整基金は、災害復旧などの突発的に発生する経費の財源として、常に一定額を確保する必要がある、本市においてはこれ以上の取り崩しはできないため、前年度と同様に財政調整基金に頼らない予算編成を行う。

また、今後も高い水準で推移することが見込まれている将来負担である地方債現在高を減らすため、地方交付税措置のない地方債（公共施設等適正管理推進事業債の除却事業は除く。）の年間発行限度額を設定する。

3 予算編成に関する留意事項

(1) 基本的事項

ア 予算区分及び予算編成方式

予算区分は、「予算区分及び編成方式一覧表」のとおりとし、予算の編成は、1件ごとに査定する（職員給与費は除く。）。

イ 予算見積要領

予算要求において留意すべき事項を記載した「予算見積要領」に沿って予算要求を行うこと。

ウ 一般行政経費の予算要求限度額の設定

一般行政経費の予算要求限度額は、平成30年度予算額とする。

エ 新たな財源の確保

市有財産の有効活用などによる収入確保策を実施（(2)ーエ参照）し、新たな財源を確保した場合には、歳出予算に反映するものとする。

オ 公共施設等の最適配置

「公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の再編や長寿命化に向けた個別計画との整合性を図り、関連経費を予算要求すること。

カ 特別会計等に関する事項

特別会計等の予算は、一般会計に準じて編成すること。また、公営企業会計、特別会計は、一般会計との負担区分を明確にし、漫然と一般会計に依存することなく、一般会計からの繰入金などを最小限にとどめるよう、経営の合理化や料金の適正化を図ること。

(2) 行財政改革の推進

ア 実施計画の着実な実施

「第7次銚子市行財政改革大綱」に基づく実施計画で、平成31年度に実施する予定となっている取組については、実施に向けて必要な経費を見込むとともに、取組による効果額を見込むこと。

また、事業担当課は、次の事項にも留意して予算要求すること。

- ①歳入：徴収対策の強化、使用料・手数料の見直し
- ②歳出：義務的経費（人件費・扶助費・公債費）の削減、物件費の削減、市単独補助金の見直し（減額・休止・廃止）、事業の圧縮

イ 地方債の年間発行限度額の設定による普通建設事業費の縮減

今後も高い水準で推移することが見込まれている将来負担である地方債現在高を減らすため、地方債は、地方交付税措置のある地方債を含め、事業の必要性や緊急性を踏まえながら最低限度の発行とする。

なお、数値目標として地方交付税措置のない地方債（公共施設等適正管理推進事業債の除却事業は除く。）の年間発行限度額を3億円に設定することとし、当該地方債を財源とする普通建設事業費（施設の改修や道路整備費等）の縮減を図る。

ウ アウトソーシングの推進

行政運営の効率化が図れるアウトソーシングの実施に向けて積極的に検討すること（「アウトソーシング推進指針」及び「定員適正化計画」参照）。

例：直営で行っている単純業務、窓口業務、施設の管理運営など

エ 収入確保策の検討・実施

各施設の未利用スペースや遊休地等を活用し、収入を得られるような方策を検討し、積極的に実施すること。

例：自動販売機の競争制度の導入、不用品の売却、未利用市有財産の貸付・売却など

オ 契約事務の見直し

担当課処理の契約案件は、競争性を確保するため、安易に一者随意契約を行うことのないよう留意すること。また、毎年経常的に発注する物品購入や業務委託の見積合わせにあたっては、業者を入れ替えるなど参加業者が固定化しないよう検討すること。

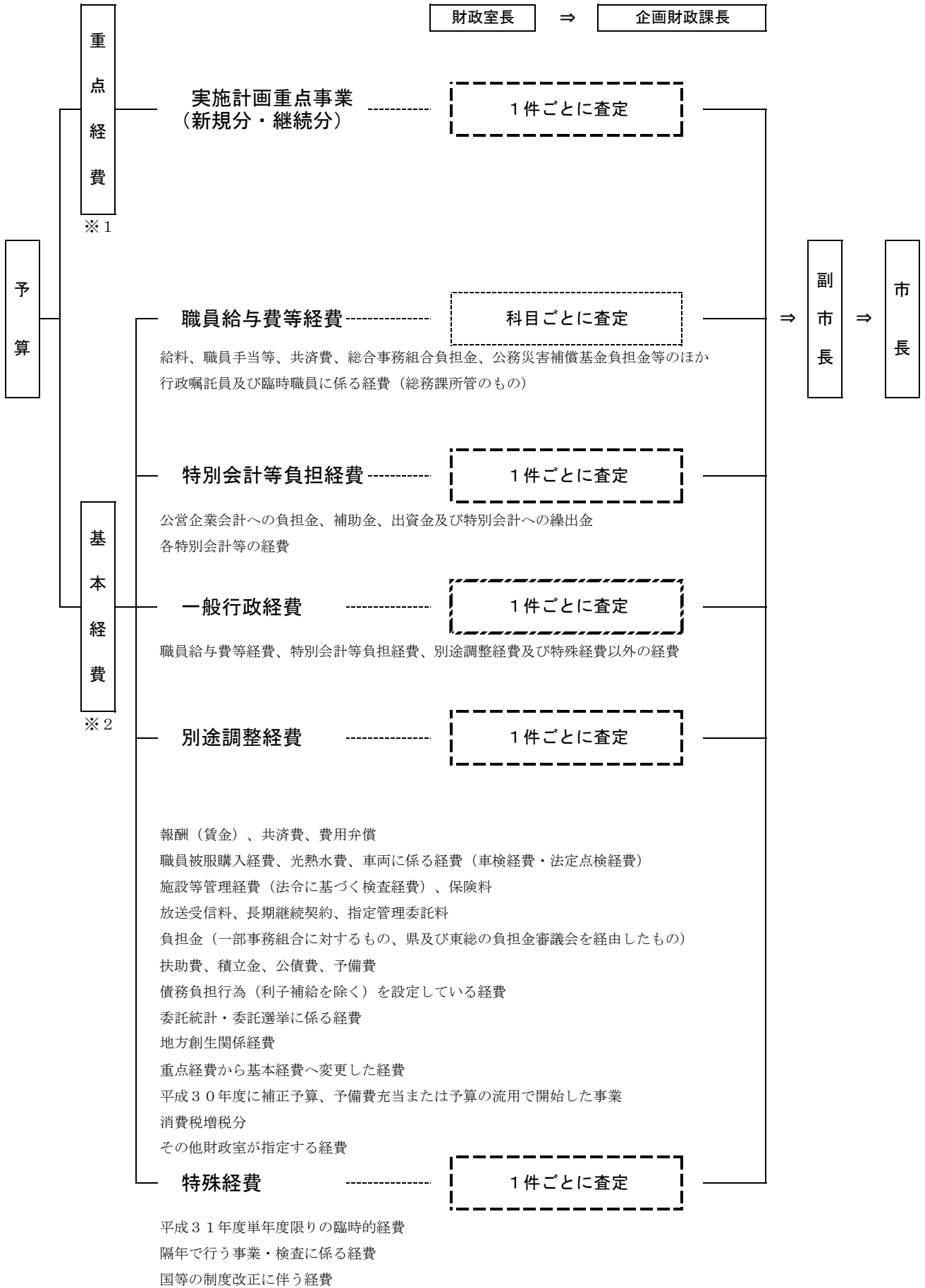
なお、仕様についても、安易に前年度と同様とせず、内容を再確認し適正に見直すこと。

カ 市民参画と地域協働の推進

各事務事業については、行政が行うべき事業であるか十分に検証すること。

また、市民や地域団体、NPOなどの活動状況を把握するほか、様々な「まちづくりのちから」の掘り起こしに努め、市民等と連携・協力して事業を実施していくこと。

予算区分及び編成方式一覧表



※ 1 重点経費 … 実施計画の重点事業に要する経費

※ 2 基本経費 … 重点経費以外の経費

4 日 程 表

予算編成事務の日程は、次表のとおりとする。

日付		基 本 経 費	重 点 経 費
10月5日	(金)	事務予定等通知	
10月12日	(金)	予 算 編 成 方 針 通 知 予 算 見 積 要 領 通 知	
10月15日	(月)	基 本 経 費 見 積 書 提 出 通 知 特 別 会 計 等 負 担 経 費 見 積 書 提 出 通 知 職 員 給 与 費 等 経 費 見 積 書 提 出 通 知	
10月22日	(月)	基 本 経 費 (特 殊 経 費) 事 前 協 議 期 限 基 本 経 費 (特 殊 経 費) 事 前 調 整 基 本 経 費 (特 殊 経 費) 要 求 承 認 通 知	
10月26日	(金)	基 本 経 費 (特 殊 経 費) 要 求 承 認 通 知	
11月5日	(月)	基 本 経 費 見 積 書 提 出 期 限	
11月19日	(月)	特 別 会 計 等 負 担 経 費 見 積 書 提 出 期 限 職 員 給 与 費 等 経 費 見 積 書 提 出 期 限	
11月26日	(月)	継 続 分 見 積 書 提 出 通 知 新 規 分 見 積 書 提 出 通 知	
12月3日	(月)	継 続 分 見 積 書 提 出 期 限 新 規 分 見 積 書 提 出 期 限	
1月10日	(木)	基 本 経 費 内 示	重 点 経 費 内 示
1月15日	(火)	予 算 案 決 定	

※ 日程は変更する場合がある。